

測量業務共通仕様書

令和 7 年 4 月

福井県農林水産部
農 村 振 興 課

目 次

第 1 条	適用	1
第 2 条	作業実施	1
第 3 条	用語の定義	1
第 4 条	業務の着手	3
第 5 条	設計図書の支給および点検	3
第 6 条	監督職員	3
第 7 条	主任技術者	4
第 8 条	担当技術者	4
第 9 条	提出書類	4
第 10 条	打合せ等	5
第 11 条	業務計画書	5
第 12 条	資料の貸与および返却	5
第 13 条	関係官公庁への手続き等	6
第 14 条	地元関係者との交渉等	6
第 15 条	土地への立入り等	6
第 16 条	成果物の点検	7
第 17 条	成果物の提出	7
第 18 条	関係法令および条例の遵守	7
第 19 条	検査	7
第 20 条	修補	8
第 21 条	条件変更等	8
第 22 条	契約変更	8
第 23 条	履行期間の変更	8
第 24 条	一時中止	9
第 25 条	発注者の賠償責任	9
第 26 条	受注者の賠償責任	9
第 27 条	部分使用	10
第 28 条	再委託	10
第 29 条	成果物の使用等	10
第 30 条	守秘義務	10
第 31 条	個人情報の取扱い	11
第 32 条	安全等の確保	12
第 33 条	臨機の措置	13

第 3 4 条	履行報告	13
第 3 5 条	屋外で作業を行う時期および時間の変更	13
第 3 6 条	行政情報流出防止対策の強化	13
第 3 7 条	保険加入の義務	15
第 3 8 条	調査・試験に対する協力	15
第 3 9 条	環境負荷低減への取組	15
第 4 0 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	15

測量業務共通仕様書

第1条 適用

測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福井県農林水産部農村振興課所管の県営土地改良事業、県営海岸保全事業および県営地すべり対策事業の測量業務およびこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）を実施する場合、公共土木工事に係る調査・測量業務等の委託契約書（以下「契約書」という。）および設計図書の内容について、統一的な解釈および運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特別仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取り図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 本業務において使用する計量単位は、国際単位系（S I）によるものとする。

第2条 作業実施

測量業務等は、福井県の定める「福井県土地改良事業測量作業規定」（以下「規程」という。）および「福井県公共測量作業規定」により実施するものとする。

第3条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、知事および福井県財務規則第4条第5項で規定された契約を締結する権限の委任を受けた者をいう。
- (2) 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査職員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「主任技術者」とは、契約図書に基づき、契約書に関する一切の事項を処理するもので、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。ただし、測量作業における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- (7) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (8) 「契約書」とは、設計業務等委託契約書をいう。

- (9)「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書および質問解答書をいう。
- (10)「仕様書」とは、共通仕様書および特別仕様書を総称している。
- (11)「共通仕様書」とは、測量業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (12)「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13)「数量総括表」とは、測量業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
- (14)「現場説明書」とは、測量業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (15)「質問回答書」とは、仕様書、図面、数量総括表および現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (16)「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面および発注者から変更又は追加された図面および図面のもとになる計算書等をいう。
- (17)「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18)「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めるることをいう。
- (19)「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、測量業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20)「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21)「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。
- (22)「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (24)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (26)「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27)「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (28)「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、受注者が理解して承認することをいう。
- (29)「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

- (30) 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- (31) 「情報共有システム」とは、監督職員および受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成および提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
- (32) 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを作成する。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
- (33) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面および関連する資料をいう。
- (34) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- (35) 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。
- (36) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (37) 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。
- (38) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずるものと/orをいう。

第4条 業務の着手

受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第5条 設計図書の支給および点検

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第6条 監督職員

- 発注者は、測量業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項であ

る。

- 4 監督職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従わなければならない。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第7条 主任技術者

受注者は、測量業務等における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。

- 3 主任技術者は、測量業務等の履行に当たり、測量法に基づく測量士であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- 4 主任技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者および監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

- 5 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

- 6 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第8条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が測量業務共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。

- 2 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第9条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に關係書類を監督職員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求金額代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類およびその他指定した書類は除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において

様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

- 3 受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時において、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日および年末年始の閉庁日（以下「閉庁日」という。）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S上において監督職員の承認を受けなければならない。ただし、変更時と完了時の間が閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

第10条 打合せ等

測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者等と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとする。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面を作成し、共有しなければならない。

- 2 主任技術者等と監督職員は、測量業務等着手時および設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

第11条 業務計画書

受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1)業務場所 | (2)業務内容および方法 |
| (3)業務工程 | (4)業務組織計画 |
| (5)打合せ計画 | (6)成果物の品質を確保するための計画 |
| (7)成果物の内容、部数 | (8)使用する主な図書および基準 |
| (9)使用機械の種類、名称および性能 | (10)連絡体制（緊急時含む） |
| (11)その他 | |
- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第12条 資料の貸与および返却

監督職員は、設計図書に定める図書およびその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図書および関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督職員に返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与された図書およびその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第13条 関係官公庁への手続き等

受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。

- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならない。

第14条 地元関係者との交渉等

契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、受注者は、監督職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で隨時、監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受注者は、測量業務等の実施中に受注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料および記録を作成しなければならない。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

なお、変更に要する期間および経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第15条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う測量業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、契約書第12条の定めに従って、監督職員および関係者と十分な協調を保ち測量業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、測量業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者および占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督職員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第16条 成果等の点検

受注者は、観測、計算簿等の点検した箇所には、赤色の検付を付し、点検者の氏名および点検年月日を記入するものとする。

第17条 成果物の提出

受注者は、測量業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けなければならぬ。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

3 成果物は、「電子納品の手引き（案）福井県版（以下「手引き」という。）」に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。「手引き」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第18条 関連法令および条例の遵守

受注者は、測量業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法規および条例等を遵守しなければならない。

第19条 検査

受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していなければならない。

2 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類および資料等を整備する

とともに、屋外で行う検査においては、必要な人員および機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

3 検査職員は、監督職員および主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 測量業務等成果物の検査
- (2) 測量業務等管理状況の検査

測量業務等の状況について、書類、記録および写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「手引き」を参考にするものとする。

第 2 0 条 修補

検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

- 2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 2 1 条 条件変更等

契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、以下の場合をいう。

- (1) 第15条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
 - (2) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合
- 2 監督職員が受注者に対して契約書第17条、第18条および第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 2 2 条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等の委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第21条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務等の一時中止に伴う増加費用および履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第23条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項および測量業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間および残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務行程表を修正し提出しなければならない。

第24条 一時中止

発注者は、契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務等の中止については、第33条 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務等の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者およびその財産、受注者、使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
 - 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う測量業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第25条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼし

た損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第26条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第38条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第27条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

第28条 再委託

契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

(1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定および技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。

なお、協力者が、福井県の建設コンサルタント業務等契約競争参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。

第29条 成果物の使用等

受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求

める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならぬ。

第30条 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。

ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第29条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。

第31条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用および提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止および再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第11条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中および退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第32条 安全等の確保

受注者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、特別仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者および関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務等実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
 - (5) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。また、災害発生時においては第三者および使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第33条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、臨機の措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第34条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第35条 屋外で作業を行う時期および時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日および時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日および時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

第36条 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

- 2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定および発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- (1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託および派遣労働者並びに取締役、相談役および顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- (2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任および配置するものとする。
- (2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハードおよびソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第37条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）および厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第38条 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。

第39条 環境負荷低減への取組

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

- (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達
- (4) 生物多様性に配慮した事業実施
- (5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第40条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 第1項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3 第1項および第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。